

民泊条例案(特区民泊及び民泊新法)と パブリックコメントの実施について

特区民泊改正条例案

- ◆ 特区民泊の**最低滞在期間を3日(2泊3日)へ短縮**(現状7日(6泊7日))。

(仮称)大田区住宅宿泊事業法施行条例案

◆ 方針

住宅宿泊事業法の民泊施設について安全安心を担保するため、
既の実績のある**特区民泊に準じた規制**を設ける。

◆ 実施地域

地域における良好な住環境の保全のため、「**ホテル・旅館**」の**建築が可能な用途地域でのみ実施可能**。

◆ 規制項目

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1 施設の使用方法の説明体制(対面での説明) | 2 廃棄物の処理方法(事業系) |
| 3 緊急時における情報の提供(必要に応じて外国語対応) | 4 事業計画の周知(届出前) |

※現在検討中の内容であり、公布される住宅宿泊事業法の政省令内容により変更となる場合があります。

民泊条例案(特区民泊及び民泊新法)に対する区民意見等の募集(パブリックコメント)

- ◆ 募集要領 10月24日(火)～11月6日(月)の期間に生活衛生課宛て郵送・ファックス・電子メール・持参
- ◆ 閲覧方法・場所 区ホームページ・区政情報コーナー・各特別出張所・生活衛生課
- ◆ 概要 (1)特区民泊条例の最低滞在期間(3日)
(2)民泊新法による住宅宿泊事業の制限を行う区域及び生活環境悪化防止のための規定

民泊条例案(特区民泊及び民泊新法等)に係るスケジュール

- ◆ **第4回区議会定例会**へ民泊新法の制限条例案と、特区民泊の改正条例案を提出。

住宅宿泊事業法への対応と今後の方針

住宅宿泊事業法

- ◆ 大田区では**特区民泊**と**制度が重複**。
- ◆ 来年6月15日施行見込み。
- ◆ **区域**を定めて実施する**期間**を制限可能(18条)。

宿泊需要多様化への対応

住環境の保全

特区民泊制度の実績

民泊に対する大田区の方針

- ◆ **ホテル、旅館、特区民泊は**、区内の安全安心な宿泊環境の構築を担う施設。
- ◆ 民泊新法18条に基づく**制限条例を策定**し、地域の実情に合わせた民泊環境を整備。
- ◆ **第4回区議会定例会**へ民泊新法の制限条例案と、特区民泊の改正条例案を提出。

	大田区 特区民泊 (国家戦略特区法)	住宅宿泊事業法 (民泊新法)
手続	認定(許可)	届出
営業日数 制限	なし	年間提供日数 180日 以下(18条制限あり)
利用条件	6泊7日以上 (2泊3日以上)	なし(1泊から可能)
立地	住居専用地域、 工業専用地域、 工業地域を除く	制限なし (18条制限あり)
近隣住民 周知義務	事前に周知	なし